

# 宇都宮委員提出資料

平成 20 年 12 月 2 日 (火)

多重債務者対策本部有識者会議

平成20年12月2日

## 商工ローン業界大手による貸しはがしについて

有識者会議

委員 宇都宮健児

### 1 SFCGによる一括請求の実態

(1) 本年9月頃から商工ローン業界最大手SFCG（旧 商工ファンド現在は東京都に貸金業登録）が顧客の相当数（約4万社ともいわれている）に別紙1の1, 2等で「担保評価割れによって期限の利益を失った」として一括請求を行った。SFCGの契約証書の「期限の利益喪失条項」には「担保評価割れ」は入っていない。

顧客の中には約定どおり支払い、次回の支払期日、支払金額を指定されていた者も多数含まれていて、大混乱が生じた。

(2) 商工ローン被害救済に取り組んできた「日栄・商工ファンド対策全国弁護団」が本年10月7日から「商工ローン被害ダイヤル」を開設し、相談に応じているが既に1500件を超える相談が寄せられている。

(3) 相談内容の約半数が、「約定の支払を続けていたのに一括請求の文書がきてびっくりした。」という内容のものである。さらに、「支払いを続けてきたのに取引先への債権譲渡通知がなされた。貸金契約の際に取引先への債権を支払いが遅れるなど、期限の利益を失った際には債権譲渡通知を発するとの約束まであったのに約束に反して通知がなされて大変困っている。」という内容のものもあった。 外国人社員による取立や一日に数十回にもわたる取立電話、会社への取立電話等、取立についての苦情も寄せられている。

## 2 法的问题点

- ・「担保評価割れが生じた。期限の利益を失った。」というのは、事実反して、少なくとも貸金業法12条の6第4号の「偽りその他不正又は著しく不当な行為」に該当し、行政処分の対象となる。
- ・その他違法な取立は同法21条に違反する。速やかに違法事案については行政処分が必要である。

## 3 SFCGにかかる問題点

### (1) 分社化の問題点

SFCGは平成19年6月支店を分社化し、自らは関東財務局への貸金業登録を更新しなかった。

しかし、分社化した各地のアセットファイナンスが顧客に貸付を行うとその債権をSFCGに譲渡し、顧客は同社に支払を行い、同社が18条書面(受取証書)を発行し、支払いが遅れるとアセットファイナンスが取立を行う。これは、「2つ以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営むこと」に該当し、財務局登録をすべきでないのか。

- ### (2) SFCGは貸金債権を複数の銀行に譲渡し、ある銀行は過払であるのにそれを秘して債権者に支払をさせている。例えばサービサー法では利息制限法を超える利息の支払いを要求してはならないと定められていることと比べても不合理である。

## 4 事業者向けセーフティネット貸付との関係

多重債務問題改善プログラムでは、事業者向けセーフティネット貸付について、「債務整理等のため必要に応じて弁護士等への紹介、誘導を図る」とされているが、この部分が不十分である。中小企業への貸し渋りが懸念される中、第一次補正予算が成立し9兆円の中小事業者向けの支援でなされることになっているが、商工ローン業者が違法な取り立てを行っている事態からも、融資を申し込んだ中小事業者に対し商工ローンや消費者金融からの借金があるケースについては、融資窓口で債務整理など専門家への誘導が十分はかられる必要がある。

以 上

平成 20 年 9 月 18 日

株式会社 S F C G

追加担保差入れ或いは元金返済についてのお知らせ

貴殿（社）に連帯保証を頂いています貸金については、担保評価割れが生じた為、期限の利益を喪失しており、貸金全額を即時一括返済して頂かなくてはなりません。就きましては、直ちに、追加担保を差入れ、もしくは担保評価割れ分の元本内入れをして頂きたくご通知致します。

本書到着後直ちに下記アセットファイナンス社宛にご連絡願います。

## 〈連絡先〉

会社名： 株式会社 宮城アセットファイナンス

電話番号： 022-215-3151

登録番号： 宮城県知事（1）第 02259 号

住所： 宮城県仙台市青葉区本町 1 丁目 13 番 22 号

仙台松村ビル 5F

尚、本書は 9 月 18 日の時点で作成しております。万が一行き違いでご返済を頂いていた場合は、ご容赦願います。

以上

平成 20 年 10 月 1 日

株式会社 S F C G

### 法的手続き着手のお知らせ

当社の貴殿(社)に対する貸金については、担保評価割れが生じており、期限の利益を喪失しています。そこで、元利金を一括返済して頂く旨をご通知しましたが、未だにそのご返済が行われておりません。就きましては、法的手続きに着手させて頂く事としましたので、この旨をご通知します。

本件についてのご連絡については、下記の通りです。

#### <連絡先>

会社名：株式会社 千葉アセットファイナンス

電話番号：043-247-2071

登録番号：千葉県知事(1)第03852号

住所：千葉県千葉市中央区新町1000番地

セントエイビルディング 13F

尚、本書は10月1日の時点で作成しております。万が一行き違いで、追加担保差入れ又はご返済をして頂いていた場合には、ご容赦願います。

以上

# 債権譲渡契約証書

債権者 譲渡人 (甲)	北海道知事(1)石第03006号 北海道札幌市中央区北2条西1丁目1番 株式会社北海道アセットファイナンス 代表取締役 升越謙
-------------------	--

主債務者 譲渡人 (乙)	住所	札幌道頓堀東側	押印不要
	商号/氏名	有限会社	
	代表者	代表取締役	
連帯保証人 譲渡人 (丙)	住所		押印不要
	商号/氏名		
	代表者		

※以下に記載の金額は、本契約日現在のものです。

この債権総額 (譲渡対象金額上限)	¥ 4,270,000 -		円
丙の根保証極度額	円	左記の内元本部分 (譲渡対象金額上限)	円
債権の範囲	1. 金銭消費貸借契約取引 2. 手形債権・小切手債権 3. 保証取引・保証委託取引 4. 手形割引取引 5. その他 前記取引による一切の債権		

- (1)乙及び丙は甲との間で締結した「金銭消費貸借・手形割引等継続取引並びに限度付根保証承諾書」及び承諾条項に基づき、甲との間で行われた手形割引・金銭消費貸借取引(上記「債権の範囲」の取引)により生じた乙の債務を根担保するため、本日、乙又は丙が第三者に対して現在及び将来有する右記記載の売掛金債権等の債権を甲に対し譲渡することに異議なく承諾します。
- (2)本契約に基づく譲渡対象金額は、乙については債務総額、丙については根保証極度額(元本部分)がそれぞれ上限となります。但し、乙との取引において債務総額の増減があった場合、又は根保証極度額について丙と新たな契約を行った場合については、期限の利益喪失時における債務総額又は期限の利益喪失に最も近接して変更された根保証極度額(元本部分)が上限となります。
- (3)本件債権譲渡に関する右記第三者に対する通知については、本件契約締結と同時に、債権譲渡通知書等必要書類を乙及び丙が作成し甲に対して差入れ、本件債権譲渡通知に関する手続一切を甲に委任し、期限の利益喪失後はいつでも甲が債権譲渡通知を行うことを承諾します。
- (4)乙及び丙は、本契約が根担保設定契約であることを認識し、金銭消費貸借契約等の残債が有効に存続する限り本件債権譲渡通知手続について一方的に委任解除しないことを確認します。
- (5)甲と乙及び丙は本件債権譲渡契約に基づく債権譲渡登記手続を行うことを承諾いたします。

## (乙の譲渡債権明細)

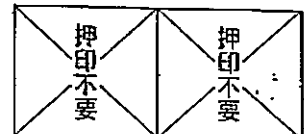
会社名	株式会社	住所	北見市
代表取締役		債権の種類	乙の債務総額を上限とする。
債権の内容	乙の債務総額を上限とする。		
債権の種類	譲渡代金債権(継続的)		
債権の内容	取り引先との間で下請契約に基づき本日から毎月発生した代金債権		
会社名		住所	
代表取締役		債権の種類	乙の債務総額を上限とする。
債権の内容	乙の債務総額を上限とする。		
会社名		住所	
代表取締役		債権の種類	乙の債務総額を上限とする。
債権の内容	乙の債務総額を上限とする。		

## (丙の譲渡債権明細)

会社名		住所	
代表取締役		債権の種類	丙の根保証極度額(元本部分)を上限とする。
債権の内容	丙の根保証極度額(元本部分)を上限とする。		
会社名		住所	
代表取締役		債権の種類	丙の根保証極度額(元本部分)を上限とする。
債権の内容	丙の根保証極度額(元本部分)を上限とする。		

※乙の債務総額が丙の根保証極度額(元本部分)より小さいときは債務総額を上限とします。

本証書及び債権譲渡通知書の記載については、私共が正に自署し控を受領致しました。



2/1 第42



債権譲渡通知書													
私（譲渡人）は、御社に対し有する下記債													
権を後記譲受人へ譲渡しましたのでご通知致													
しましたので、尚、譲受人は、正に本債権を譲受け													
ましたので、今後は譲受人宛に直接お支払い													
下さい。													
万一、本債権を他社へお支払いされますと													
二重支払いとなることがありますので、ご注意													
下さい。以上宜しくお願い申し上げます。													
債権の表示 本書面送達日迄に存在する売掛													
金、及び本書面送達日以降1年以内に発生す													
る売掛金の各総額													
平成 年 月 日													
被通知人													
北海道北見市													
株式会社													
代表取締役													
譲渡人													
北海道網走市													
有限会社													
代表取締役													
譲受人（譲渡人通知代理人 - 差出人）													
東京都中央区日本橋室町三丁目2番15号													
株式会社 SFCG													
代表取締役 大島健伸													



郵便証印

この郵便物は平成20年8月22日 第38154号  
書留内容証明郵便物として差し出したことを証明します。

20.8.22

郵便事業株式会社



ロプロ(旧日栄) SFCG(旧商工ファンド) アセットファイナンス ジャスティス債権回収

## 日栄・商工ファンド対策全国弁護団

### 商工ローン被害ダイヤル

相談フリーダイヤル 全国の弁護士を紹介します(初回相談無料)

# 0120-711-499

受付時間：月～金曜 午前10時～午後4時

※ロプロ(旧日栄) SFCG(旧商工ファンド) アセットファイナンス ジャスティス債権回収  
これらの会社以外は、地元弁護士会の無料相談をご利用願います。

電話が通じない時は、相談表をダウンロードしてFAXしてください(24時間受信)

## FAX 075-221-0578

[SFCG相談表のダウンロードはこちら](#)

[ロプロ相談表のダウンロードはこちら](#)

#### 相談フリーダイヤルに電話

相談者の氏名前、住所、連絡先、借入業者を申し出てください。



相談者の居住地近隣の弁護団員、登録弁護士を紹介

弁護士の名前、電話番号をメモしてください。



紹介された弁護士に電話してください

3日以内に直談できるよう対応します。直談が両方現地弁護士が電話にて最低限のアドバイスいたします。



紹介された弁護士に電話し、予約を取ってください

※必要書類を持参してください  
初回相談料は無料です

### 日栄・商工ファンド対策全国弁護団からのお知らせ

SFCG債務者の皆さんへ ご注意ください

新しい情報を掲載しておりますので、こちらをご覧ください。

- ①11/5請求書同封の黄色の文書について
- ②日本振興銀行について
- ③「来店、持参」について
- ④署名、押印について
- ⑤監督庁への苦情について

栃木県電話相談110番

2008年11月29日(土)10:00～15:00

TEL:028-622-2008

仙台電話相談110番

2008年12月10日(水)10:00～15:00

2008年12月11日(木)13:00～16:00

TEL:022-265-6271(当日のみ)

団長:木村達也弁護士(大阪弁護士会)

副団長:新里宏二弁護士(仙台弁護士会)

事務局長:牧野聡弁護士(京都弁護士会)

〒604-8166 京都市中京区三条通烏丸西入御倉町85-1 烏丸ビル6F

Copyright (C) 2008 日栄・商工ファンド対策全国弁護団. All rights reserved.

□